

協議事項(5):令和 8 年度地域公共交通網形成計画の別紙について

1. 地域公共交通網形成計画について

(1)地域公共交通網形成計画について

知立市のこれからの公共交通の将来像をまとめた計画で、計画期間は2026(R8)年度までとなっており、31 年度から本計画に基づき様々な施策の実施や検討を行っている。

※関係法令の改正により、「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」と読み替えることが可能となっている。

(2)地域間幹線系統について

複数の市町村にまたがる系統は「地域間幹線系統」として、地域の住民の移動を支える重要な役割を果たしている。

本市においては、豊田市と接続する2(パープル)コース、刈谷市と接続する3(オレンジ)コース及び4(ブルー)コースの3路線が、地域間幹線系統に該当する。

(3)地域間幹線系統補助について

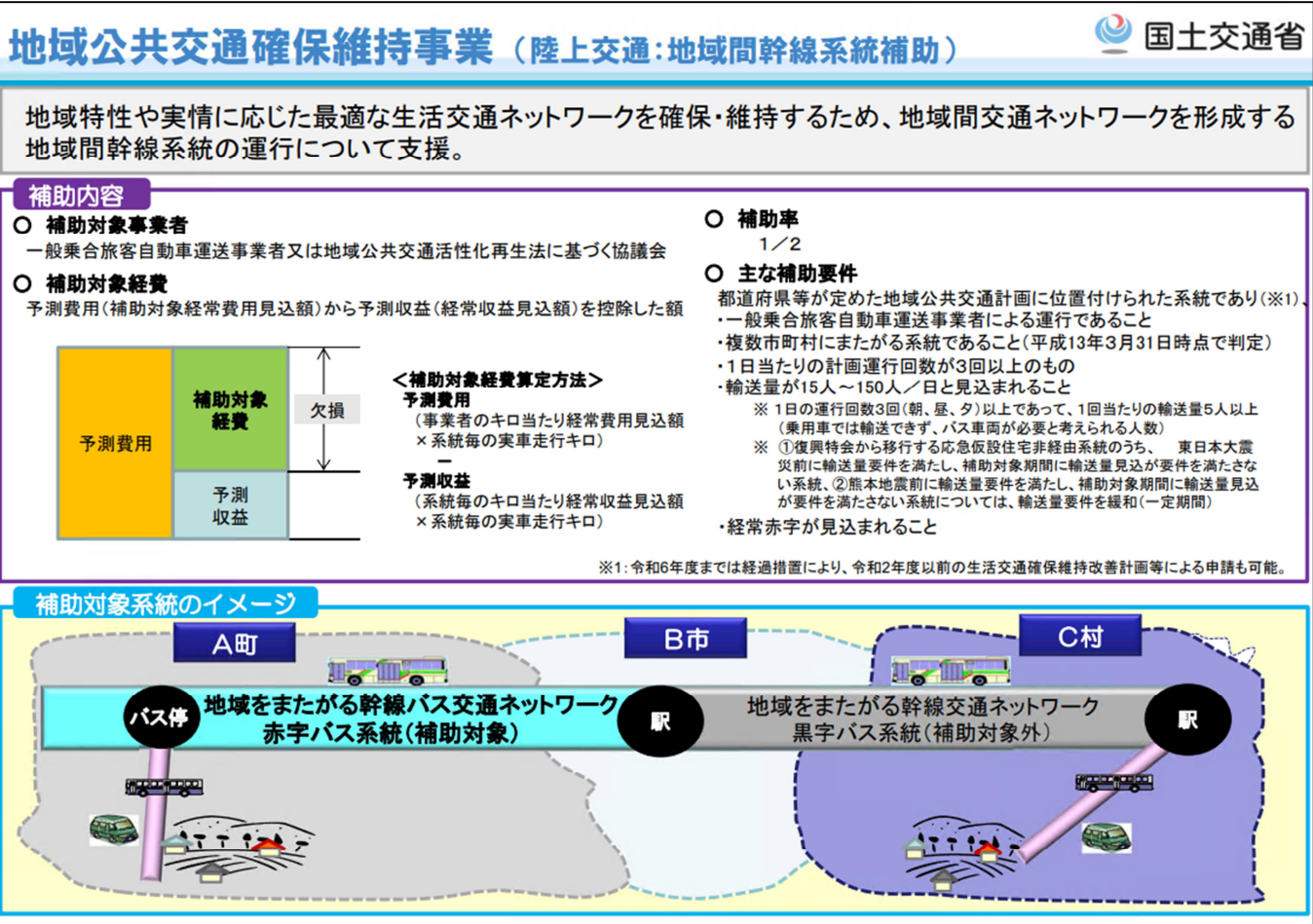
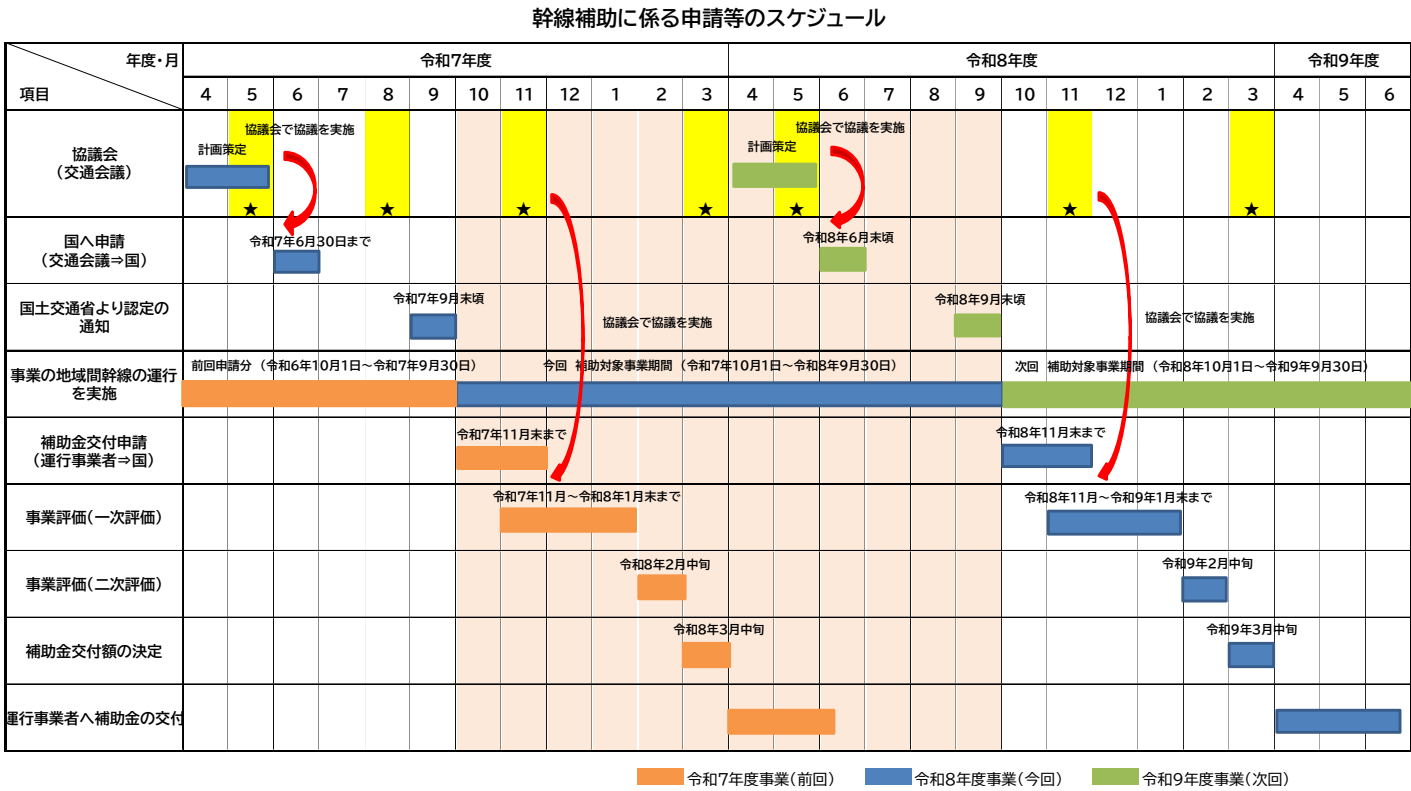
地域間幹線系統のうち、運送収入(運賃)のみでは、事業採算が確保できない系統を維持するため、欠損額の最大1/2を国が補助する制度である。

2. 補助金の申請について

(1)地域公共交通網形成計画の別紙について

補助金を受けるにあたり、地域公共交通網形成計画の別紙を作成し、本会議で協議を実施する必要がある。

今回は令和8年度事業(補助期間:令和7年10月1日～令和8年9月30日)について協議を実施する。



【 余 白 】